

4

動物取扱業の規制

動物取扱業者には、命あるものである動物をより適正かつ適切に取り扱うことが求められています。ペットショップやペットホテルなど営利性がある業は**第一種動物取扱業**、飼養施設を有し非営利で一定頭数以上の動物を取り扱う動物保護施設などは**第二種動物取扱業**となります。

1 第一種動物取扱業

(1) 規制を受ける業種

第一種動物取扱業を営む者は、業を始めるに当たって事業所・業種ごとに都道府県知事等の登録を受けなければなりません。規制の対象となるのは、実験動物・産業動物を除く、哺乳類、鳥類、爬虫類の販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあっせん業、譲受飼養業です。ペットシッター、出張訓練などのように、飼養施設がない場合も規制の対象になります。

業種	業の内容	該当する業者の例
販売	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業(その取次ぎ又は代理を含む)	○小売業者 ○卸売業者 ○販売目的の繁殖又は輸入を行う業者
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	○ペットホテル業者 ○美容業者(動物を預かる場合) ○ペットシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	○ペットレンタル業者 ○映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり、訓練を行う業	○動物の訓練・調教業者 ○出張訓練業者
展示	動物を見せる業(動物とのふれあいの提供を含む)	○動物園 ○水族館 ○移動動物園 ○動物サーカス ○動物ふれあいテーマパーク ○乗馬施設・アニマルセラピー業者(「ふれあい」を目的とする場合)
競りあっせん業	動物売買をしようとする者のあっせんを、会場を設けて競りの方法により行う業	○動物オークション市場の運営業者
譲受飼養業	有償で動物を譲り受けてその飼養を行う業	○高齢の犬や猫などを世話する「老犬・老猫ホーム」の事業者

(2) 第一種動物取扱業者の義務

① 守るべき基準の遵守

第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を守り、周囲の環境に支障を及ぼさないために、決められた基準を守らなくてはなりません。基準の概要は次のとおりです。都道府県等によっては、地域の事情に応じ条例によって独自の措置が追加されている場合があります。

1	飼養施設等の構造や規模等に関する事項
	○個々の動物に適切な広さや空間の確保 ○給水・給餌器具や遊具など必要な設備の配備
2	飼養施設等の維持管理等に関する事項
	○1日1回以上の清掃の実施 ○動物の逸走防止
3	動物の管理方法等に関する事項
	○幼齢動物の販売等の制限 ○動物の状態の事前確認 ○購入者に対する事前説明 ○適切な飼養又は保管 ○広告の表示規制 ○関係法令に違反した取引の制限
4	全般的事項
	○標識や名札(識別票)の掲示 ○動物取扱責任者の配置

動物取扱責任者とは…

購入者に正しい動物の飼い方や取扱い方について説明するなど、業務を適正に営むために十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者です。事業者は事業所ごとに、専属の動物取扱責任者を、常勤従業員の中から1名以上配置することが義務付けられます。また、事業者は、都道府県等が開催する研修を動物取扱責任者に受けさせなくてはなりません。

② 感染性の疾病の予防

毎日定期的に動物の健康状態を確認し、獣医師による診察を受け、ワクチン等の接種をして、飼養する動物同士や人に感染性の疾病がまん延しないよう、努めなくてはなりません。

③ 動物を取り扱うことが困難になった場合の譲渡し等

廃業などで業を続けることができなくなった場合、動物の行き先に困らないよう、あらかじめ譲渡先等について検討することが必要です。

④ 販売に際しての現物確認と対面説明

動物は一般の商品とは異なり、その個体ごとに特徴・癖等の個性があり、過去にけがをしていたり、病気に罹患している場合もあります。販売業者は、購入しようとする者に対して、あらかじめ自らの事業所においてその動物の現在の状況を直接見せる(現物確認)とともに、その動物の特徴や適切な飼養方法などの18項目を対面により文書などを用いて説明しなくてはなりません(対面説明)。そのため、インターネット上のみでの取引はできません。

⑤ 帳簿の備付け、報告の義務

販売、貸出し、展示、譲受飼養業の各業者は、飼養する動物の個体に関する情報などを帳簿に記録・保存し、登録している都道府県知事等に毎年報告しなくてはなりません。

(3) 犬猫等販売業者の義務

第一種動物取扱業のうち犬または猫の販売をしようとする犬猫等販売者は、登録にあたり犬や猫の繁殖を行うかどうかを申請書に記載し、さらに飼養する犬や猫の健康と安全を確保するために次の追加の基準を遵守しなくてはなりません。

- ① 犬猫等健康安全計画の作成と遵守
- ② 獣医師との連携の確保
- ③ 販売が困難になった犬や猫の終生飼養の確保
- ④ 子犬・子猫の販売規制

幼齢の動物、特に犬や猫を生後早い段階で親兄弟から引き離してしまうと、十分な社会化が行われず、成長後に、吠え癖やかみ癖などが生じやすくなり、飼いきれなくなった飼主から都道府県等への引取り依頼や遺棄が増加する原因にもなります。そのため、生後56日*（令和3年5月31日までは49日）を経過しない犬や猫の販売や販売のための展示・引渡しは禁止されています。

*文化財保護法に基づく指定犬に関する特例あり。

(4) 犬および猫の展示の規制

販売、貸出し、展示の各業者による、午後8時から午前8時までの犬や猫の展示は、顧客と接触させたり、譲り渡したり、引き渡すことを含めて禁止*されています。

*成猫が休息できる場所に自由に移動できる状態で展示する場合（猫カフェ等）は、1頭あたりの展示時間が12時間以内であることを条件に午後10時までは規制の対象外となります。

(5) 立入検査、罰則など

都道府県等の動物愛護管理担当職員が必要に応じて立入検査を行い、守るべき基準が守られていない場合や、動物の管理や施設が不適切と認められる場合などには、都道府県知事等が改善の勧告や命令を行います。勧告や命令を受けた業者は原則3ヶ月以内に必要な措置を取らなければならない、勧告に従わない場合は、都道府県知事等はそのことを公表することができます。

さらに、悪質な業者には登録の取消しや業務停止命令が行われることがあります。

ます。登録の効力が失われたときや登録を取り消された後も、2年間は、立入検査等の対象になります。

主な罰則として、登録せずに営業した場合や改善命令や業務停止命令に従わなかった場合は100万円以下の罰金、登録内容の変更を届け出なかったり、虚偽の報告をした場合は30万円以下の罰金、犬猫等販売業者が決められた報告をしなかった場合は20万円以下の罰金などに処せられます。



動物を購入するときにはここをチェック！！ (哺乳類、鳥類、爬虫類を購入する場合)

動物を入手する方法はいろいろありますが、ペットショップやブリーダーなどの第一種動物取扱業者から購入するときは、信頼できる業者かどうか十分に確認しましょう。

● 標識や名札(識別票)はありますか？

都道府県知事等の登録を受けている業者以外は販売できません。登録を受けた業者は、登録番号などを記した標識を掲示しています。

標識
登録番号

● ケージは十分な広さがあり清潔ですか？

動物が立ったり寝たりするのに十分な空間を確保し、1日1回以上清掃を行わなくてはなりません。

生年月日は
○月○日です。
飼いは…

● 購入する前に対面説明と 現物確認はありましたか？

販売者は、販売する前に購入者に対し、販売者の事業所で動物の状況を直接見せるとともに、動物の健康状態やワクチン接種の有無、飼いや、標準体重・体長など18項目の説明を対面で行わなくてはなりません。

● 犬と猫の展示時間は朝8時から 夜8時までですか？

犬と猫の午後8時から午前8時**までの展示や、顧客との接触、引き渡しは禁止されています。

● 幼すぎる動物は売られていますか？

離乳前の幼すぎる動物は販売してはいけません。また、生後56日*に満たない犬と猫の展示・販売は禁止されています。

*令和3年5月31日までは49日。また、文化財保護法に基づく指定犬に関する特例あり。

**成猫が休息できる場所に自由に移動できる状態で展示する場合(猫カフェ等)は、1日の展示開始から終了までの時間が12時間以内であることを条件に午後10時までは規制の対象外となります。

2 第二種動物取扱業

(1) 届出の対象

非営利の活動（動物愛護団体の動物保護シェルター、公園等での展示など）であっても、人の住居部分と区分できる飼養施設を持ち、一定頭数以上の動物の取扱い（譲渡し・保管・貸出し・訓練・展示）をしようとする者は、第二種動物取扱業として、あらかじめ、飼養施設の所在する都道府県知事等への届出を行わなくてはなりません。

対象となる飼養予定頭数

- 馬・牛・ダチョウ等の大型の哺乳類又は鳥類及び特定動物…合計3頭以上
- 犬・猫・うさぎ等の中型の哺乳類・鳥類又は爬虫類…合計10頭以上
- 上記以外の動物(哺乳類・鳥類又は爬虫類)…合計50頭以上

対象となる飼養施設（人の住居部分と区分できる飼養施設）とは

- 専用の飼養施設がある
- 飼養のための人の住居部分と区分された部屋を設ける
- ケージ等により飼養場所が人の住居部分と区分されている

(2) 第二種動物取扱業者の義務、罰則など

飼養する動物の適正な飼養を確保するために、飼養施設に必要な設備の設置、逸走の防止、清潔な飼養環境の確保、騒音等の防止などが義務付けられます。不適切な場合は、都道府県知事等からの勧告・命令の対象になります。また、犬や猫の譲渡しを行う第二種動物取扱業者は、個体について記録した帳簿を作成し保存しなければなりません。

なお、届出をしないで第二種動物取扱業を行った場合は、30万円以下の罰金などに処せられます。

